

## 環境影響評価制度

- ・ 環境影響評価法及び北九州市環境影響評価条例の対象事業一覧

環境影響評価法及び北九州市環境影響評価条例の対象事業一覧

	環境影響評価法 第一種事業（第二種事業）	北九州市環境影響評価条例
1 道路		
高速自動車国道 首都高速道路等 一般国道 大規模林道	すべて 4車線以上 4車線10km以上（7.5km） 幅員6.5m以上、20km以上（15km）	4車線5km以上
2 河川		
ダム 堰 湖沼水位調節施設 放水路	湛水面積100ha以上（75ha） 湛水面積100ha以上（75ha） 改变面積100ha以上（75ha） 改变面積100ha以上（75ha）	湛水面積50ha以上 湛水面積50ha以上 改变面積50ha以上 改变面積50ha以上
3 鉄道		
新幹線鉄道（規格新線含む） 普通鉄道 軌道（普通鉄道相当）	すべて 10km以上（7.5km） 10km以上（7.5km）	5km以上 5km以上
4 飛行場	滑走路長2500m以上（1875m）	滑走路長1250m以上
5 発電所		
水力発電所 火力発電所（地熱以外） 火力発電所（地熱） 原子力発電所	出力3万kW以上（2.25万kW） 出力15万kW以上（11.25万kW） 出力1万kW以上（7500kW） すべて	出力1.5万kW以上 出力7.5万kW以上
6 廃棄物最終処分場	30ha以上（25ha）	15ha以上
7 公有水面の埋立て及び干拓	50ha超（40ha）	25ha以上
8 土地区画整理事業	100ha以上（75ha）	50ha以上
9 新住宅市街地開発事業	100ha以上（75ha）	50ha以上
10 工業団地造成事業	100ha以上（75ha）	
11 新都市基盤整備事業	100ha以上（75ha）	50ha以上
12 流通業務団地造成事業	100ha以上（75ha）	50ha以上
13 宅地の造成の事業（住宅地、工業用地を含む）		
独立行政法人都市再生機構 独立行政法人中小企業基盤整備機構	100ha以上（75ha） 100ha以上（75ha）	50ha以上 50ha以上
14 工業団地の造成事業	14～23までの事業はすべて対象外	50ha以上
15 住宅団地の造成事業		50ha以上
16 工場又は事業場の建設事業		大気4万Nm <sup>3</sup> /時間以上又は 水質5千m <sup>3</sup> /日以上
17 廃棄物処理施設の建設事業		50t/日以上（廃棄物焼却施設）
18 運動施設又はレジャー施設		20ha以上
19 大規模建築物の建設事業		延べ面積10万m <sup>2</sup> 又は高さ100m以上
20 土石又は鉱物の採取事業		20ha以上
21 土地の造成事業	50ha以上	
22 道路		
県道、市道 林道		4車線5km以上 2車線10km以上
23 下水道終末処理施設		計画処理人口15万人以上
港湾計画	埋立・掘込み 面積300ha以上	埋立・掘込み 面積150ha以上